解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、工事の規模にかかわらずすべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります

事前調査結果の報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマホから24時間報告できます（※）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

令和５年10月1日
着工の工事から!!

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者※」が行う必要があります！

※
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
  （一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局・労働基準監督署

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼工事の対象	▼工事の種類	▼報告対象となる範囲
すべての建築物 （建築物に設ける建築設備を含む）	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

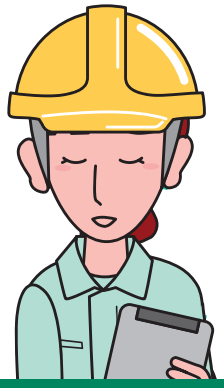

※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。

解体・改修工事の事前の措置

情報提供（発注者・注文者）
【8条、9条】

↓

事前調査・結果の報告
【3条、4条の2】※

石綿有り または有り とみなし

→

作業計画【4条】※

労働基準監督署への**事前の届出**（吹付・保温材等の工事の場合）
【5条】※
【安衛法88条、安衛則86、90条】※

作業時の措置※

- **発生源対策**
  湿潤化【13条】
- **ばく露防止対策**
  呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- **隔離**【6条、6条の2、6条の3】
- **立入禁止**【7条】
- **管理**
  石綿作業主任者【19条、20条】
  特別教育【27条】
  掲示【34条】
  作業の記録【35条、35条の2】
  保護具等の管理【46条】　等

特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。　※は罰則規定のあるもの。
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業者・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種お手続きについて

事前調査結果報告システムの操作方法について

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

GビズIDについて

GビズIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

2022. 10

沖労発基 0616 第１号
令和５年６月 16 日

別記の団体の長　殿

沖縄労働局長
（公印省略）

建築物の解体・改修工事の事前調査者の要件義務化について

平素より労働行政の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和５年１０月１日着工の工事から必要な知識を持つ「建築物石綿含有建材調査者」が事前調査を行う必要があります。

事前調査は、工事の規模にかかわらず全ての工事が対象で、一定規模以上の工事は事前調査結果の報告を行うこととなっております。

また、令和５年１０月１日以前であっても「建築物石綿含有建材調査者」が事前調査を行うことが望ましいものです。

貴団体におかれましては、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において周知されますよう特段のご配慮をお願いいたします。

〇別添リーフレット

『事前調査は、令和５年１０月１日着工の工事から
「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！』

（担当）沖縄労働局　労働基準部　健康安全課
労働衛生専門官　大村
電話０９８－８６８－４４０２

別記

一般社団法人沖縄県労働基準協会
建設業労働災害防止協会　沖縄県支部
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会　沖縄支部
一般社団法人日本クレーン協会　沖縄県支部
沖縄基礎工業協同組合
沖縄県左官業組合連合会
沖縄県鳶土工業会
一般社団法人沖縄県建設業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会　沖縄県支部
一般社団法人沖縄県造園建設業協会
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会
一般社団法人沖縄県磁気探査協会
一般社団法人沖縄県中小建設業協会
一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
一般社団法人日本塗装工業会　沖縄県支部
一般社団法人沖縄県舗装業協会
沖縄県クレーン事業協同組合
沖縄県生コンクリート工業組合
沖縄県管工事業協同組合連合会
沖縄県建設事業協同組合
沖縄県電気工事業工業組合
協同組合沖縄県鉄構工業会
西日本圧接業協同組合　沖縄ブロック
沖縄県解体工事業協会
西日本高速道路株式会社　九州支社　沖縄高速道路事務所
全建総連沖縄県建設ユニオン
公益社団法人沖縄県工業連合会
一般社団法人沖縄県経営者協会
沖縄経済同友会
沖縄県商工会議所連合会
沖縄県商工会連合会
沖縄県中小企業団体中央会
沖縄県中小企業家同友会
沖縄県社会保険労務士会